

環境報告書2022

目 次

- * * *
I 環境報告書の発行に際して
\bigcirc はじめに $\cdots \cdots \cdots 1$
○トピックス・・・・・・・・・2
Ⅱ 事業概要
\bigcirc F A M I Cの役割 ・・・・・・・3
○組織体制 ・・・・・・・・・・・・・・4
○業務の概要 ・・・・・・・・・・5
Ⅲ環境配慮の取組
○概要 ・・・・・・・・・・13
○環境配慮の基本方針 ・・・・・・・14
○環境配慮の取組体制・・・・・・・・15
Ⅳ 環境計画及び取組状況
○行動目標 1
- 検査・分析等に使用する各種化学物質等の適切な使用、管理、廃棄(分析業務) ・・・・・・16
○行動目標 2
- 分析機器の効率的な利用 - ・・・・・・・22
○行動目標3
- 水、電気、ガス、紙類等の効率的利用とリユース、 リサイクル(管理業務) - ・・・・・・・23
○行動目標4
- グリーン購入法に基づく調達の推進
(管理業務) – ・・・・・・・・・・27
○行動目標 5
- 役職員への環境教育の実施、FAMICにおける
環境配慮への取組状況の発信 - ・・・・・・・28
(参考)
・環境配慮への行動目標・環境計画
· 水烷計 凹
V 環境に対する外部の方からのご意見・・・・36

- 環境報告書2022について-

「環境報告書2022」は、「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」(環境配慮促進法)に基づき、独立行政法人農林水産消費安全技術センター(以下「FAMIC」)が2021年度に取り組んだ環境活動の内容についてご報告するものです。

・報告対象範囲

本部及び全地域センター

· 報告対象期間

2021年4月~2022年3月

・数値の端数処理

表示桁未満を四捨五入しています。

- ・参考にしたガイドライン 「環境報告ガイドライン(2012 年版)」(環境省) 「環境報告書に係る信頼性向上の手引き (第 2 版)」(環境省)
- ・発行日

2022年9月

• 公表媒体

FAMICホームページ http://www.famic.go.jp/

【作成部署及び連絡先】



独立行政法人農林水産消費安全技術センター

環境配慮・無駄削減推進委員会

(事務局:総務部総務課)

〒330-9731 埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎検査棟

TEL: 050-3797-1830 FAX: 048-600-2372

本報告書に関するご意見、ご質問は上記までお願いいたします。

環境報告書の発行に際して

○はじめに

FAMIC(独立行政法人農林水産消費安全技術センター)は、肥料、農薬及び飼料といった農業生産資材や食品などの検査、分析を通じてその品質、表示の適正化や安全性の確保に取り組んでいます。

FAMICでは、これらの業務を行うに当たって、環境への配慮と省エネルギーにも十分に留意し、関連する諸法規及びFAMICとして取り決めた事項を遵守し、国民の皆様に質の高いサービスを提供してまいります。

事業活動における環境負荷の低減のための具体的な行動として、環境配慮を計画的・体系的に推進するための体制を整備し、省エネルギー・省資源、廃棄物の削減及び適正処理、再使用・リサイクル率アップのほか、環境汚染物質の排出削減、グリーン購入などに積極的に取り組んでいます。

2021年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大が続く中、感染防止対策と業務の両立に取り組むとともに、環境負荷の低減も継続しました。

また、SDGsへの新たな取り組みや社会貢献活動なども積極的に行っています。

この環境報告書を通じ、FAMICの環境への配慮に対する考え方と活動内容をご理解いただくとともに、これらの取組に対してご意見をお寄せいただければ幸いです。

2022年9月

独立行政法人農林水産消費安全技術センター 理事長 木内 岳志



◆Y-SDGsの認証について

令和3年12月、横浜事務所は、環境、社会、ガバナンス及び地域の4つの分野、30項目の評価項目のうち概ね6割以上の項目で高いレベルで取り組む事業者として、横浜 SDGs 認証制度"Y-SDGs"認証事業者の上位(superior)に認証されました。

環境に特化した取組については、節電活動において、昼休みの消灯を実施するとともに、実験室での作業では、作業用スペースのみの点灯に努めました。また、リサイクル分別(可燃、不燃、廃プラ、ミックスペーパー、ペットボトル、缶類等)を徹底し、環境配慮に努めました。









火気を使用せず保存料を抽出する作業

◆新たな分析法の開発により二酸化炭素の排出量を削減

「みそ」に表示された用語の真正性を確認するための検査には、これまで火気による熱源を必要としていましたが、火気熱源を使用しない新たな分析法を開発し、当該製品の検査に導入しました。

このことにより、二酸化炭素の排出量削減を図りました。

◆さいたま新都心合同庁舎検査棟周辺で清掃活動を実施

本部(さいたま)において清掃活動を企画し、役職員の希望者40名で12月に実施しました。

ゴミの中には、タバコの吸い殻、空き 缶、ペットボトルの他、傘や眼鏡等があ り、社会・環境への貢献、地域の美化に に繋がりました。



収集したゴミ



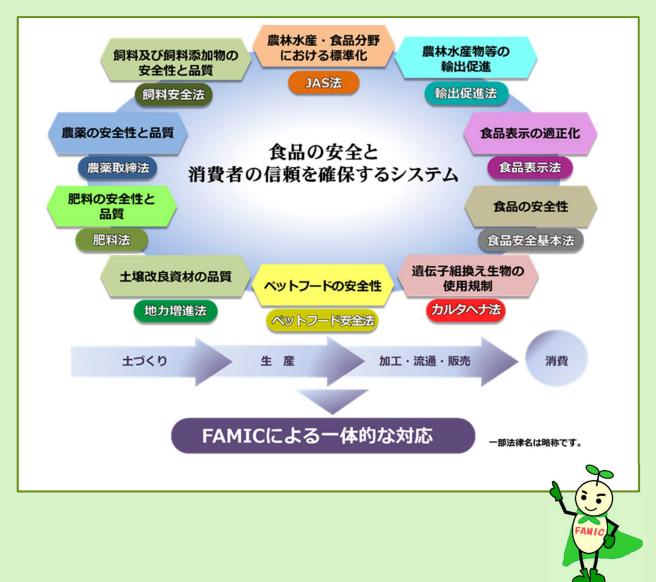
開始前の様子

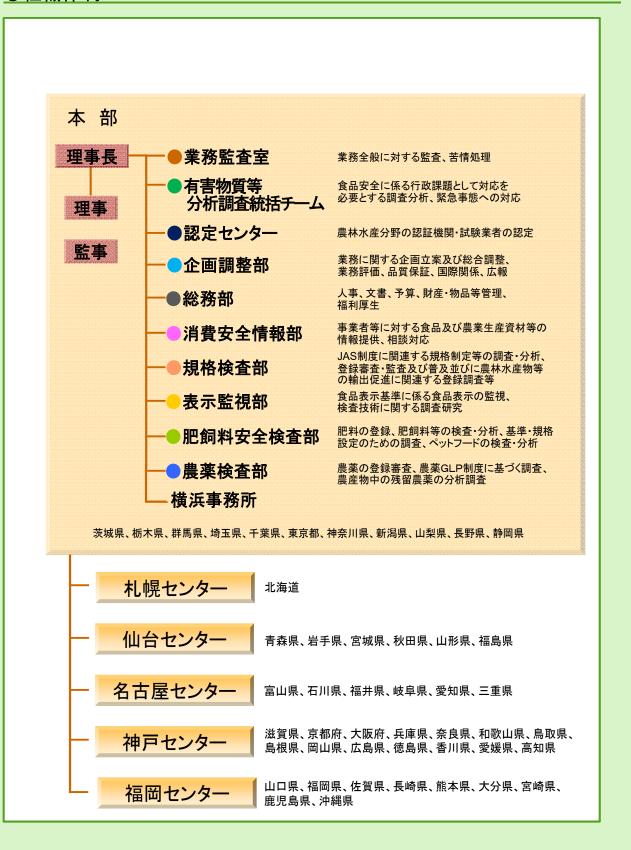
Ⅱ 事業概要

○FAMICの役割

食品をめぐる様々な問題が発生する中で、食品の安全と消費者の信頼の確保のためには、農業生産に欠かせない生産資材の安全性の確保と適正な使用、食品の適正な表示などが求められています。

このため、FAMICでは、農林水産省との密接な連携の下に、専門技術的知見を生かして、肥料、農薬、 飼料、ペットフード等に関する安全性の検査、食品の表示等に関する検査等の効率的・効果的な実施、 食品や農業生産資材に関する情報の提供などを行い、国民の視点に立った、より質の高いサービスの 提供に努め、食品の安全と消費者の信頼の確保に技術で貢献してまいります。





肥料の安全性の確保

肥料の品質等を保全し、公正な取引と安全な施用を確保するため、肥料の品質の確保等に関する 法律(昭和25年法律第127号。以下「肥料法」という。)に基づき、その規格の公定、登録、検査等が行わ れています。FAMICでは農林水産大臣の指示により、肥料法に係る以下の業務を実施しています。

肥料の登録調査

肥料の生産業者等から提出された登録申請書の記載事項の調査や見本肥料の分析・鑑定や栽培試験などを行い、公定規格*への適合性をチェックします。

※公定規格: 肥料法に基づいて定められた肥料の品質などの基準



肥料及び肥料原材料中の金属元素の分析

肥料の立入検査

肥料の生産事業場等に立ち入り、帳簿書類等の検査、肥料の収去等を実施し、有害物質などが基準の範囲内か、保証された成分は確保されているかについて分析・鑑定等を行います。



立入検査における肥料の収去

肥料公定規格の設定等

公定規格の設定や改正のため、肥料の安全性や効果の確認のための調査を行います。



トウモロコシを用いた肥効試験

土壌改良資材の検査

地力増進法(昭和59年法律第34号)に基づき、土壌改良資材の製造事業場に立ち入り、土壌改良 資材の集取等を実施し、表示が適正に記載されているかについて試験を行います。

農薬の安全性の確保

農薬は、品質や安全性が確保され、適切に使用されなければ、環境や人に悪影響を及ぼすおそれがあるため、農薬取締法(昭和23年法律第82号)に基づく登録制度により品質の適正化と安全で適正な使用の確保が図られています。FAMICでは農林水産大臣の指示により、農薬取締法に係る以下の業務を実施しています。

農薬の登録審査

農薬の登録に際し、申請者から提出された見本品や資料について、使用時の安全性や薬効について 審査するほか、農作物等への残留による人への安全性、環境への影響について、登録基準を満たして いるか、厳正な審査を行います。FAMICの審査結果に基づき、農林水産大臣によって農薬が登録され ます。



登録申請の受付



申請書類と添付の試験成績書

農薬の立入検査

無登録農薬や品質不良農薬を流通させないため、農薬の製造者等に立ち入り、表示や製造に関する帳簿等の検査、集取した農薬の品質や表示等の検査を行います。

農薬GLP制度に基づく調査

農薬の登録の際に提出される試験成績のうち、毒性、残留性、生態影響や環境動態等に関わる部分は、信頼性の確保を一層確実にするため、GLP*基準に適合した試験施設で実施しなければならない仕組み(農薬GLP制度)が設けられています。FAMICはこの制度に基づき、試験施設の調査を行います。

※GLP(Good Laboratory Practice): 試験施設で実施される安全性試験成績の信頼性を確保するための規範

農産物に係る農薬の使用状況及び残留状況調査

農林水産省が推進する農薬の適正使用に係る施策に資するため、農産物に係る農薬の使用状況の調査点検及び残留状況の調査分析を行います。

飼料等の安全性の確保

飼料及び飼料添加物の使用が原因となって健康を損なうおそれのある有害畜産物が生産されること等を防止するため、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)により安全性と品質の確保が図られています。FAMICでは農林水産大臣の指示により飼料及び飼料添加物の安全性と品質を確保するための様々な業務を実施しています。

飼料等の立入検査

飼料や飼料添加物の製造事業場等に立ち入り、帳簿書類等の検査、飼料の収去等を実施し、有害物質などが基準規格の範囲内かどうか等について分析・鑑定を行います。

立入検査における飼料の収去

飼料添加物の検定

抗生物質製剤を製造又は輸入する業者(登録を受けた事業場は除く)がそれらを販売する場合は、FAMICによる検定を受けることが義務づけられており、FAMICでは、製造・輸入業者からの申請に基づき、ロットごとに検定を行います。



LC-MS によるカビ毒の分析

BSEの発生防止に関する業務

BSE*の発生防止のため、肉骨粉などの製造事業場が製造基準に適合しているかどうか、現地検査や製品検査により確認を行います。

※BSE(Bovine Spongiform Encephalopathy): 牛海綿状脳症

飼料等のGMP適合確認

飼料等の製造事業者からの申請に応じ、飼料等のGMP*ガイドラインへの適合状況を現地検査などにより確認し、確認証を発給します。

**GMP(Good Manufacturing Practice):

原材料の調達から製造・出荷までの全工程においての製造管理及び品質管理 を徹底することにより、製品の安全を確保するための基本的な管理手法



適合確認のための現地検査

ペットフードの立入検査

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律(平成20年法律第83号)に基づき、ペットフードの 製造事業場や輸入業者等に立ち入り、帳簿や表示の検査を行うとともに、集取したペットフードや原料に ついて、有害物質等が基準規格の範囲内かどうか等の試験を行います。

食品等の品質と表示の適正化

日本農林規格等に関する法律(昭和25年法律第175号)に基づくJAS*制度は、農林水産物・食品やこれらの取扱い等の方法などについての規格(JAS)を国が制定するとともに、JASを満たすことを証するマーク(JASマーク)を、当該農林水産物・食品や事業者の広告などに表示できる制度です。FAMICは、農林水産省と連携してこの制度に係る様々な業務を実施しています。

また、令和2年4月に農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第57号)が制定され、これまで国及び都道府県等が行っていた、輸出先国が求める要件に適合する施設の認定を民間の登録認定機関も行うことができるようになりました。これにより、施設認定の迅速化を図り、輸出を促進することとしています。FAMICは、農林水産省と連携して登録認定機関の審査・調査を実施しています。

また、食品表示法(平成25年法律第70号)に基づき定められた『食品表示基準』では、販売される全ての食品に、食品表示基準に従った表示を行うことが義務づけられており、FAMICでは科学的な検査により、農林水産省と連携して食品の表示を厳しく監視しています。

※JAS(Japanese Agricultural Standards): 農林水産・食品分野において農林水産大臣が定める国家規格

JASの制定等に係る調査・分析

JASの制定等については、規格に関する調査・分析を行い、国際化を見据えた規格原案を作成します。また、事業者団体等から提案される規格案について規格化をサポートします。



木質建材の品質に関する調査

JAS法及び輸出促進法における登録認証機関、登録認定機関等に対する調査等

農林水産大臣の指示に基づく登録認証機関、登録認定 機関等の登録及びその更新の申請に係る調査を行うととも に、登録認証機関、登録認定機関等が適正に業務を行って いるかどうかを確認するため、立入検査等を行います。



外国における有機ほ場での立会調査

JASaff 認定制度における認証機関等の認定

農林水産消費安全技術センター認定制度(JASaff 認定制度)を設け、国際的に普及している認定機関への要求事項 ISO/IEC 17011 に基づき農林水産分野の規格による認証業務を行う認証機関及び試験業者への認定を行います。

食品表示の監視

市販されている食品について、原産地、品種、加工食品の原材料名等が正しく表示されているか否かについて、DNA分析、元素分析や安定同位体比分析などの科学的検査により確認します。

不適正な表示や偽装表示の疑いがあれば、農林水産省に報告し、農林水産大臣の指示に基づき製造工場等へ立入検査等を行います。



安定同位体比測定装置

その他の業務

リスク管理のための分析調査

食品中の有害化学物質や自然毒による人の健康への悪影響については、その発生の可能性とその 悪影響の大きさの程度を事前に予測し、悪影響の発生を未然に防止・低減することが重要です。その 政策や措置を検討するためには、食品中の有害化学物質や自然毒の科学的な実態調査が不可欠で す。

実態調査の実施に当たり、有害化学物質等が含まれる量を精確に把握するためには、適切なマネジメントの下で、妥当性が確認された分析法を用いて分析試験を行わなければなりません。

FAMICでは、麦類のかび毒の試験について ISO/IEC 17025*認定を取得し、農林水産省が行う実態調査に信頼性の高い分析結果を提供しています。このほか、民間の分析機関では困難な有害物質について、分析できる体制の確立に取り組んでいます。

※ISO/IEC 17025: 試験所などの能力に関する国際規格

国際関係

国際標準化機構(ISO)における食品や飼料、林産物等の規格を扱う委員会の国内審議団体として、国内意見の取りまとめ等を行っています。

飼料の安全及び分析分野における世界で初の国際獣疫事務局(OIE)コラボレーティング・センターとして飼料の安全性に関する情報の収集・発信、技術協力等を行っています。

農薬の登録制度に関する国際調和や国際的な残留基準の設定などのために、経済協力開発機構(OECD)等の国際会議における議論に農林水産省とともに参加しています。



ISO/TC34 国際会議

情報提供

業務を通じて蓄積した科学的知見をもとに、食品の表示や農業生産資材に関する情報を、講習会、ホームページ、広報誌、メールマガジン、Facebook、YouTube 等様々なツールにより提供しています。



事業者を対象とした講習会

調査研究

新しい検査・分析法や効率的、効果的な分析法などの開発に取り組んでいます。各分野の技術や知見を結集するとともに、国の研究機関や民間企業等と連携して調査研究を進めることもあります。開発した技術をマニュアル化するなど検査業務に活用しています。

分析試験結果の信頼性確保

検査等業務の実施に当たっては、ISO/IEC 17025 の考え方等により、作業手順書等の基準文書に基づく業務管理及び技術管理を推進し、必要な記録の励行と確認、外部技能試験への参加等、個別の分析業務の目的に応じた精度管理を行うことにより品質保証体制を構築しています。

職場における労働安全衛生の水準の向上

FAMIC安全衛生方針の表明

労働安全衛生水準の向上は、法令で定められた事業者の措置義務を果たすことはもちろん、事業場の自主的な労働安全衛生活動をすることが重要です。

そのため、FAMICにおける労働安全衛生に関する基本的な考え方、理念、課題を明確にし、理事長の責任のもとで継続的に労働安全衛生水準の向上を図るため、「FAMIC安全衛生方針」を表明しています。

この方針の下、本部、農薬検査部(小平*)、横浜事務所並びに全地域センターの各事業場の長が、 安全衛生委員会及び職員の意見を踏まえ安全衛生目標を策定しています。

※小平: 本部組織の農薬検査部所在地

FAMIC安全衛生方針



FAMIC安全衛生方針

農林水産消費安全技術センター(FAMIC)は、科学的手法による検査・分析により、食の安全と消費者の信頼の確保に技術で貢献することを使命としております。業務遂行に当たっては、労働安全衛生関係法令等を遵守し、職員の安全と健康の確保を図っていくことが組織の円滑な運営のみならず、国民の信頼の確保にも不可欠であることの認識に立ち、下記に基づき業務を推進します。

記

- 1. 労働安全衛生関連法令等を遵守します。
- 2. 全員参加による労働安全衛生マネジメントシステムを適切かつ効果的に実施・運用することにより、すべての事業場において労働災害の防止を図ります。
- 職員間のコミュニケーションを重視し、安全衛生意識の高揚 を通じて、事業場における安全と健康の確保を図ります。

令和 元 年 4 月 4 日

独立行政法人

農林水産消費安全技術センター理事長

木内岳志

安全衛生目標(本部)

安全衛生目標

- 1. 労働安全衛生関係法規、独立行政法人農林水産消費安全技術 センター安全衛生管理規程等を遵守し、役職員の安全衛生に 対する危険感受性の向上、健康保持増進に取り組みます。
- 2. リスクアセスメントを定期的かつ継続的に実施し、危険性又は有害性の特定を行い、リスクの高い要因を優先的に低減します。また、労働災害の発生時には迅速に原因究明・対策を行います。
- 3. 安全衛生委員会、作業主任者等を活用し、職員の意見を積極 的に取り入れます。
- 4. 過重労働及びメンタルヘルス不調による健康障害を防止する ため、衛生管理体制の充実を図ります。
- 5. 整理・整頓・清掃・清潔・習慣について諸会議等で繰り返し 伝達し、定着を図ります。

(本事業場の長)

独立行政法人

農林水産消費安全技術センター理事長

木内岳志

Ⅲ 環境配慮の取組

○概要

FAMICは、肥料、農薬、飼料、食品などの検査・分析を主要な業務としていますが、その実施に当たっては多くのエネルギーや資源を消費し、環境に負荷を与える物質を排出しています。

関連する諸法規等の遵守に努めるとともに、環境への配慮と省エネルギーに常に留意し、消費者の信頼の確保に努めていくことが重要です。

このため、2015年度から、FAMICの業務活動における環境配慮を計画的・体系的に推進するための体制を 整備しました。

FAMIC環境負荷の全体像(2021年度)



○環境配慮の基本方針

環境配慮への取組について、FAMICの基本姿勢を明らかにするため「環境配慮の基本方針」を定めています。

FAMICにおける環境配慮の基本方針

独立行政法人農林水産消費安全技術センター(FAMIC)は、科学的手法による検査・分析により、食の安全と消費者の信頼の確保に技術で貢献することを使命としており、環境保全や資源の有効利用の促進に関する法律等の理念にのっとり、環境への負荷低減等の責務を積極的に果たしていくことが、組織の円滑な運営のみならず国民の期待にも応えることになるとの基本認識に立ち、下記に基づき業務を遂行します。

記

- 1. 環境保全等に資する各種関連法令を遵守し、検査、分析等に使用する化学物質等を適切に管理・使用し、また、廃液・廃プラスチック等 を適切に処理します。
- 2. 資源の有効利用の促進の観点から、検査・分析に必要な分析機器等の効率的利用を図ります。
- 3. また、業務の実施に不可欠な水、電気、ガス、紙類等の効率的利用を図り、特に紙類については、リユース、リサイクルにも取り組みます。
- 4. グリーン購入法に基づくグリーン調達の推進に努めます。
- 5. 上記の他、役職員への環境教育の実施やFAMICにおける環境配慮の取組状況の発信等を通じて環境への配慮を求める国民の声に応えます。

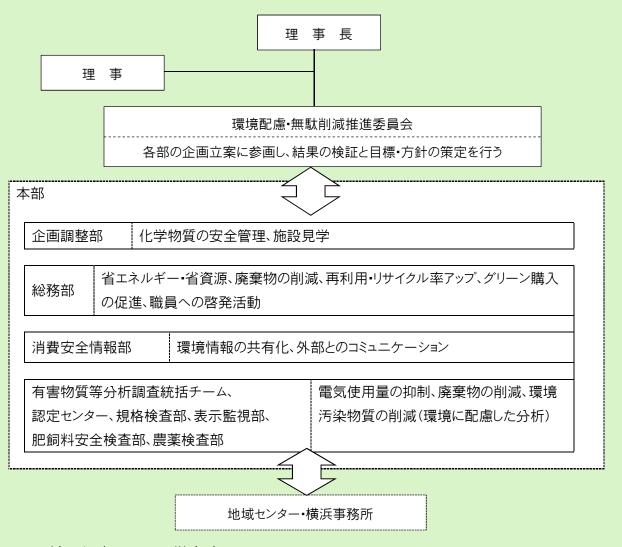
令和 元 年 る 月 る 日 独立行政法人 農林水産消費安全技術センター理事長

木内岳志

○環境配慮の取組体制

(1)環境マネジメントの推進体制

FAMICでは、環境配慮・無駄削減推進委員会を設置し、本部、横浜事務所及び地域センターで組織的に環境に配慮した業務の実施に取り組むとともに、環境への負荷の少ない持続可能な社会の実現に取り組んでいきます。



(2)環境マネジメントの運営方法

環境保全の取組について、環境配慮・無駄削減推進委員会において計画(Plan)を立て、実施(Do)し、適切に管理されているか点検(Check)し、改善が必要な点について見直し(Act)を行うサイクル(PDCAサイクル)を繰り返しながら、環境保全の推進や環境への負荷の低減を継続的に行っていきます。環境計画の遂行状況の適時把握に努め、見直し改善を図っていきます。

IV 環境計画及び取組状況

○行動目標 1

- 検査・分析等に使用する各種化学物質等の適切な使用、管理、廃棄(分析業務) -

有害物質を使用・貯蔵等する施設に係る地下水汚染の未然防止のための取組

各種化学物質の使用にあたっては、一時保管、廃棄指定場所における漏えい防止の徹底をしています。また、定期的(四半期ごと)に排水の検査を実施しており、排水中の有害物質濃度が検出限界以下であることを確認しています。

◆有害物質を含む水の漏えい防止

有害物質を使用する実験室に設置している排水機能を有する設備(流し台など)は、有害物質使用特定施設として定期に検査を実施し、有害物質を含む水の漏えいによる地下水汚染の未然防止を図っています。



本部(研修実験室 流し台)



神戸(一般成分検査室 排水パン)

廃棄物の削減、試薬類の適正な管理

◆有害物質を含む水の漏えい防止

肥料、農薬、飼料、食品などの検査・分析に様々な薬品を使用しており、その中には毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)で指定されている毒物及び劇物や、消防法(昭和23年法律第186号)で指定されている危険物が含まれています。

薬品の管理にあたっては、薬品管理システムを導入し、薬品 瓶1本ごとにバーコードラベルを貼付して識別・管理しています。



薬品管理システム

また、これらの薬品の安全な保管、取扱い及び廃棄にあたっては、全事業所共通のマニュアルを作成し、本部及び各地域センター等に配置した管理者の下、適切な取扱いを徹底しています。







薬品保管庫内部

◆PCB(ポリ塩化ビフェニル)の適正管理処理

PCBは1973年に制定された化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号)によって製造や新たな使用が禁止され、PCB廃棄物は事業者が保管することが義務づけられました。

また、2012年にポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令(平成13年政令第215号)の一部が改正され、PCB廃棄物の新たな処理期限は2027年3月31日と定められました。

FAMICでは、従来からPCB廃棄物を専用保管庫で保管するなど適正に管理をしています。

現在保有しているPCB廃棄物は、小平農薬検査部にある 高圧トランス3台のみであり、2027年3月31日までに処分をす る予定です。

なお、保管状況については、「安全衛生委員会」において適 宜確認しています。



高圧トランス

◆PRTR法に指定されている物質の排出量管理

肥料、農薬、飼料、食品などの検査・分析に使用する化学物質については、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86号。以下「PRTR

法」という。)に基づき、使用量の把握を行っています。2021年度は、同法の届出対象となる92物質を使用しました。それぞれの届出対象となる化学物質の使用量は、いずれの事業所においても、届出が必要となる数量未満でした。

FAMICで使用した主なPRTR対象物質(2021年度)

(単位:kg)

事業所名	物質名	物質名						
	アセトニトリル	ノルマル-ヘキサン	ジクロロメタン	トルエン	クロロホルム			
札幌センター	59	7	_	1	_			
仙台センター	89	3	_	_	1			
本部	362	12	-	1	1			
農薬検査部	176	20	84	7	_			
横浜事務所	90	12	_	5	_			
名古屋センター	54	5	_	_	1			
神戸センター	235	50	_	7	7			
福岡センター	67	14	_	_	6			

注)本部・農薬検査部・横浜事務所については別々に算出。

(参考)

PRTR法は、人の健康や生態系に有害なおそれがある化学物質について、事業者による自主的管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的としています。管理の対象となる化学物質は562、そのうち、排出量等の届出の対象となる化学物質は462です。(2022年3月31日時点)

なお、2021年10月にPRTR法施行令の一部が改正され、2023年4月から管理の対象となる化学物質は64 9、そのうち、排出量の届出の対象となる化学物質は515と定められました。FAMICでは、引き続き適正に管理を 行います。

実験室での廃有機溶媒、廃酸、廃アルカリ等の分別処理

廃液の分別については、各事業所で廃液分別 図を作成して適切な分別を行っています。分別に あたっては、廃有機溶媒、廃酸、廃アルカリ毎に、廃 液タンクに貼付する廃液分類カードを色分け区分 して識別しやすくし、適切な分別を行っています。



廃液分類カードの色分け



大きなトレイでの管理 (横浜の例)

環境中への大気汚染物質の排出削減

試料を検査・分析する際、硫酸、硝酸、過塩素酸などによる酸分解のほか、PRTR対象物質を含む有機溶媒などによる溶媒抽出を行っています。

これらの作業では、酸や有機溶媒などが揮散し有害ガス化するため、局所排気装置(ドラフトチャンバー)のある場所で行うことで作業者への曝露を防止するとともに、ドラフトチャンバーで吸引された有害ガスは、有害ガス処理装置(スクラバー)で中和または吸着除去することで環境汚染物質の排出削減に努めています。

なお、スクラバーは、有害ガスの種類に応じて、湿式又は 乾式の2種類があります。



排気装置(ドラフトチャンバー)

【排ガス洗浄装置(湿式・乾式スクラバー)】

全事業所合計で93台保有しており、湿式は硫酸や硝酸などの酸性ガスの中和、乾式はアセトニトリルなどの有機溶媒の活性炭吸着除去に用いています。

これらの装置は、職員が定期的に、メンテナンス、外観や作動状況(異音)を点検するとともに、年に 一度、業者による保守点検を行っています。

これらの取組によって、装置を良好な状態で維持し、大気汚染防止や環境負荷低減を図っています。



湿式スクラバー 本部(屋上)



屋上スクラバー群 本部(屋上)

地球温暖化とオゾン層破壊の原因となるフロン類の排出抑制

業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器等の定期点検を実施し、適切な温度管理によるフロン類の排 出抑制を図っています。

機器等の購入にあたっては、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)に則り、特定フロンを使用していない旨を仕様書で明示するなど、フロン類排出抑制を踏まえた購入に努めています。

廃棄物の適正な管理

FAMICから排出される廃棄物は、主に「事業系一般廃棄物」と検査・分析で排出される廃油や腐食性の廃酸・廃アルカリなどの「特別管理産業廃棄物」の2つに分けられます。

事業系一般廃棄物は、事業所ごとに分別後、FAMIC又は合同庁舎管理官庁が委託した産業廃棄物処理許可業者が回収し、処理場で処理されます。

なお、FAMICは、5カ所の事業所が合同庁舎に入居していることから、事業系一般廃棄物の個別の 排出量は算定できません。

特別管理産業廃棄物は、廃棄物業者に引き渡すまでの間、特別管理産業廃棄物保管場所で適正に管理しています。この管理の徹底を図るため、新規採用者への研修等も実施しています。



特別管理産業廃棄物保管場所



特別管理産業廃棄物保管場所内における廃液管理

廃棄物の適正な処理

処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)で規定される分類にしたがって回収し、廃液処理業者等に委託しています。

特別管理産業廃棄物のうち廃液に係る2021年度のFAMIC全体での排出量は、廃油、腐食性の廃酸・廃アルカリが8,033 kgとなり前年度(7,923 kg)と比べてやや増加しています。

廃液の区分及び管理については、事業所ごとにマニュアルを作成して職員に周知徹底し、適正処理を行っています。

廃液以外の特別管理産業廃棄物は、廃棄物処理関係法令に基づき、事業所ごとに特別管理産業廃棄物管理責任者を設けて、FAMIC内で回収を行い、特別管理産業廃棄物収集・運搬業者や特別管理産業廃棄物処分業者に処理を委託しています。

なお、当該廃棄物については、産業廃棄物管理票(マニフェスト)に記入するとともに検査を担当する職員が適正に処理されていることをその都度確認しています。



特別管理産業廃棄物



収集•運搬作業

その他 (放射性同位元素の適正管理)

放射性同位元素は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律 第167号)により、使用、販売、賃貸、廃棄その他の取扱いが定められ、事業場における放射線障害を 防止するとともに、一般公共の安全確保を図ることが義務付けられています。

FAMICでは、ガスクロマトグラフの検出器のECD用線源2個及び表示付認証機器のECD*用線源6個を法令に基づき適正に使用しています。

※ECD: エレクトロン・キャプチャ・ディテクタ(電子捕獲検出器)



作業場入り口



ガスクロマトグラフ

○行動目標 2

- 分析機器の効率的な利用 -

分析を集約して行うことで分析機器を効率的に利用し、稼働していない又は連続通電を要しない期間は、電源を切るなど省資源・省エネルギーに努める

分析機器を効率的に利用するため、稼働していない又は連続通電を要しない期間は電源をオフに するとともに実験室等に設置されているエアコンについても、分析機器の稼働に併せてオンとオフを行 うなど省資源・省エネルギーに努めました。

また、分析機器の購入又は更新にあたっては、「分析機器整備・管理委員会」において緊急性・必要性と併せて効率的な利用についても審議しました。

検査試薬・試料等を保管する冷凍庫、冷蔵庫等は、稼働時間が長く電力消費量が大きい分析機器ですが、最新型は省エネタイプとなっているため、2021年度は、購入後10年以上経過している冷蔵庫等のうち、老朽化により温度調節機能が低下しているもの10台を更新しました。

FAMIC が保有している分析機器の中でも保有台数が多く老朽化したもののうち、液体クロマトグラフ、サーマルサイクラー等について、必要性を精査することにより集約化に努め、3台を削減しました。

今後も引き続き分析機器の効率的な利用及び保有台数の削減や老朽化した機器の更新について検討し、環境への配慮に努めてまいります。



※液体クロマトグラフは、食品や飼料等に含まれる成分を測定する分析機器。

(分析例)

- •食品の糖組成
- ▶かび毒

○行動目標 3

一水、電気、ガス、紙類等の効率的利用とリユース、リサイクル(管理業務)ー

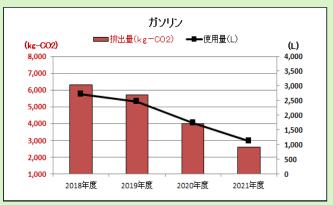
省エネルギーの推進、節電の徹底

◆環境負荷・環境配慮に関連した指標の推移

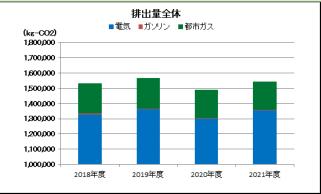
2021 年度の使用量は、電気は前年度の約101.4%、ガンリン使用量は前年度の約64.5%、ガス使用量は前年度の約100.9%、水道使用量は前年度の約96.8%と増減がありました。排出量全体についても、契約業者の排出係数で算出したところ、前年度より約3.7%の増となりました。

温室効果ガス(エネルギー由来二酸化炭素)算定排出量









注)各年度の排出量は、その年度の契約業者の排出係数で算出

水道使用量

水道量(m3)	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度 対	前年度比
	7,580	7,116	6,921	6,702	96.8%

排出量の増加要因として、2021年度においては、事務所所在地域(北海道札幌市、東京都小平市)での気候の影響によるものです。また、電気量については、さいたま本部において冷凍庫を整備したことにより消費電力量の増加が影響しています。

また、FAMIC には、他の官署が維持・管理している合同庁舎等に入居している庁舎(本部(含む横浜)、 札幌、仙台、名古屋)と、FAMIC が維持・管理している庁舎(小平・神戸・福岡)があります。FAMIC 単独庁舎 にみる光熱水量の推移は、2021年度は、対2018年度比で概ね削減されました。

2021年度の電気使用量は増加していますが、合同庁舎に入居している本部(さいたま、横浜)については、今後、LED 化工事を行いC02 削減に努めます。

電気量(kWh)	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	対 2018年度比
小 平	664,421	622,733	633,206	631,245	5.0%減
神戸	763,422	790,217	764,789	736,491	3.5%減
福岡	194,979	195,232	183,927	187,903	3.6%減
単独計	1,622,822	1,608,182	1,581,922	1,555,639	4.1%減

ガス 量 (m3)	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	対 2018年度比
小 平	48,241	47,932	41,534	42,589	11.7%減
神戸	18,011	20,016	19,443	18,177	0.9%増
福岡	19,574	18,031	18,672	20,119	2.8%増
単独計	85,826	85,979	79,649	80,885	5.8%減

水道量(m3)	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	対 2018年度比
小 平	2,691	2,123	2,359	1,954	27.4%減
神戸	2,765	2,871	2,620	2,516	9.0%減
福岡	664	658	578	757	14.0%増
単独計	6,120	5,652	5,557	5,227	14.6%減

◆光熱量の節約を図る取組

FAMICでは、「環境配慮・無駄削減推進委員会」において、毎年度、光熱水料等の節約、コピー用紙の使用量削減などの取組目標を定め、職員に無駄削減の意識を向上させるため活動等を行っています。具体的には、昼休み時間の室内照明の消灯、事務機器の省エネモードの設定、冷暖房温度の調整、機器の購入あるいは更新時の省エネタイプの採用、事務室入口に防風カーテンを6カ所設置(小平庁舎)などにより光熱量の節約を図る取組を行いました。



昼休みの室内消灯(本部)



防風カーテン設置(小平庁舎)

また、毎年実施している地球温暖化防止対策の一環であるクールビズについても、5月1日から9月3 0日の間実施しました。

小平庁舎や神戸センターでは、条例に基づいて緑化を進めることにより、環境配慮(冷房効率の向上、ヒートアイランド現象の緩和)に取り組んでいます。



小平庁舎屋上



神戸センター正面緑化

◆さいたま新都心(合同庁舎)の環境配慮

本部が入居している「さいたま新都心合同庁舎」では、屋上に設置されたソーラーパネルにより太陽光発電を行い利用しています。

また、現在の発電量を数値表示することで、『見える化』をし、往来する人々への環境配慮を啓蒙しています。

撮影時の発電量は14.7kwを示しており、一般家庭が必要とする電力量(約10kw)を上回っていました。





用紙類の使用量の削減

コピー用紙使用量の削減にあたっては、毎年、環境配慮・無駄削減委員会で無駄削減のための取組目標を定め、各種会議や委員会の開催において、資料の電子化によるペーパーレス化、Web 会議-25-

システムやプロジェクター等の利活用による業務改善に取り組むほか、資料を印刷する際には、両面印刷、ツーインワン(2ページを1ページに印刷)等の徹底、使用済みコピー用紙の裏紙を使用するなど、コピー機、プリンターの使用抑制によるコピー用紙の節約に取り組んでいます。

FAMICにおけるコピー用紙使用量

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	対 前年度比
使 用 量 (箱)	1,606	1,541	1,454	1,200	1,226	102.2%

2021年度のコピー用紙使用量は、前年度と比較して 2.2%増加しました。

(2017~2021年度の平均削減率 6.2%)

無駄削減の取り組みにより、過去の実績からは使用量の減少傾向となっており、2021 年度においては、昨年度から継続して、①会議や研修を原則オンライン化、②Web 会議システムを拡充整備、③マイク付き Web カメラの整備により業務のデジタル化に取り組んだところです。

2020 年度においては、新型コロナウイル感染症対策のため、緊急事態宣言期間中に在宅勤務の活用や休暇取得の促進等により平均約7割の職員について出勤抑制を行ったことが影響し、2020 年度コピー用紙の使用量は、過去5年間平均の使用量削減率(6.2%)に比べ、大きく上回る削減率(17.5%)となったことが翌 2021 年度実績が増加に転じた要因であり、2019 年度の使用量との比較では15.7%の減少となっています。

引き続き、用紙類の使用量の削減に向け各部門、事業所ごとに節約に取り組んでいきます。

再使用の促進、資源ゴミの分別

全ての事業所で、グループウェア、電子メールの活用によるペーパーレス化、使用済み用紙の裏面利用、両面印刷の推進による一般廃棄物の削減に取り組んでいます。

また、ゴミの分別回収を徹底し、リサイクルに努めています。

2006年度からプリンターの再生トナーの利用を開始するとともに、特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号。家電リサイクル法。)に基づき、電気冷蔵庫等を廃棄する場合は適正に処分しています。



ストックトレー(分別と裏紙利用)

その他、検査・分析で使用する薬品についても、薬品ビンを廃棄処分とせずに、リサイクルを行っています。





ゴミの分別状況(本部

本部 3階ゴミ置き場)





空きビンの保管及び回収用段ボールへの箱詰状況(本部)

○行動目標 4

ーグリーン購入法に基づく調達の推進(管理業務)ー

事務用消耗品類のグリーン商品の購入

FAMICでは、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号。グリーン購入法。)及び環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和3年2月19日変更閣議決定)に基づき、2021年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針を作成・公表しています。

FAMICは、環境への負荷の少ない物品の購入を積極的に進めており、特定調達物品*に関しては、2021年度の調達目標を100%と設定し、全て目標値を達成しました。

なお、特定調達物品以外の物品も、環境に負荷の少ないものを調達するように努めています。

※特定調達物品等: 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第6条に定める「国及び独立行政法人等が重点的に調達を推進すべき環境物品等の基準を満たす物品等」

主な物品のグリーン購入の状況(2021年度)

分野	品目	目標値	<u> </u>	総調達量		特定調達物品等の調	達量	目標達成	率
紙 類	コピー用紙	100	%	13,530.00	kg	13,530.00	kg	100	%
	インクジェットカラープリンター用塗工紙	100	%	7.48	kg	7.48	kg	100	%
	塗工されていない印刷用紙	100	%	57.15	kg	57.15	kg	100	%
	トイレットペーパー	100	%	1,088.00	kg	1,088.00	kg	100	%
文 具 類	シャープペンシル	100	%	60	本	60	本	100	%
	ボールペン	100	%	573	本	573	本	100	%
	マーキングペン	100	%	889	本	889	本	100	%
	粘着テープ(布粘着)	100	%	131	個	131	個	100	%
	のり(固形)(補充用を含む。)	100	%	130	個	130	個	100	%
	ファイル	100	%	4,316	Ħ	4,316	Ħ	100	%
	事務用封筒(紙製)	100	%	17,750	枚	17,750	枚	100	%
	タックラベル	100	%	1	個	1	個	100	%
	付箋紙	100	%	1,029	個	1,029	個	100	%
オフィス家具等	いす	100	%	102	脚	102	脚	100	%
	収納用什器(棚以外)	100	%	1	台	1	台	100	%
	プリンタ等	100	%	11	山	11	台	100	%
	トナーカートリッジ	100	%	381	個	381	個	100	%
	インクカートリッジ	100	%	66	個	66	個	100	%
OA 機 器 等	電子計算機	100	%	220	台	220	台	100	%
	記録用メディア	100	%	92	個	92	個	100	%
	一次電池又は小形充電式電池	100	%	664	個	664	個	100	%
照明	蛍光ランプ(ラピッドスタート型又はスターター型)	100	%	126	本	126	本	100	%
制 服 ・ 作 業 服	作業服	100	%	303	着	303	着	100	%

○行動目標 5

- 役職員への環境教育の実施、FAMICにおける環境配慮への取組状況の発信-

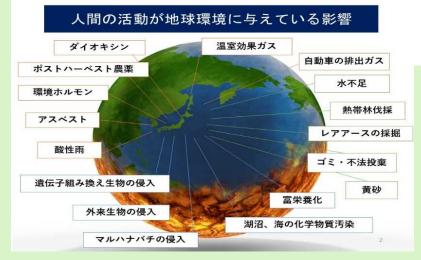
環境教育の実施

自主的・積極的に環境保全活動に取り組むため、22名の新規 採用者を対象とし、人間の活動が地球環境に与えている影響、環

境に関する法規、FAMICの環境方針などの環境教育を実施しました。

新規採用者研修資料

FAMIC 環境配慮の取組について

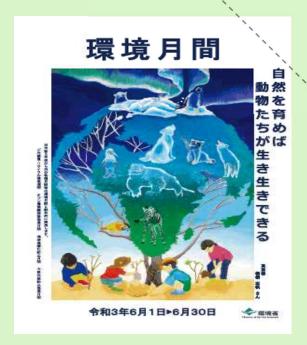


環境保全に対する職員への啓発、ネットワークを利用した各種環境情報の共有化

FAMICでは、グループウエア内において、役職員への環境に関するFAMICの取組について周知を図るため、「FAMIC環境配慮基本方針、行動目標、環境計画」の掲載、これまで公表してきた「環境報告書」を掲載する他、「クールビズ」、「環境の日及び環境月間」、省エネルギーに関する取組」、「清掃活動」について周知し、環境に関する意識の向上に努めています。



「環境配慮基本方針、行動目標、環境計画」の掲示



FAMICにおける環境配慮への行動目標

1. 検査・分析等に使用する各種化学物質等の適切な使用、管理、廃棄(分析業務)

- 1)各種関連法令や条例の遵守(大気汚染防止法、水質汚濁防止法、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律等)
- 2) 廃棄物の削減に配慮した化学物質の適正な管理
- 3) 分析終了後の廃有機溶剤、廃酸、アルカリ溶液、廃棄農薬等の適正な処理
- 4) 局所排気装置及びスクラバーの使用による大気汚染物質の適正な処理
- 5) その他実験室等で発生する廃棄物の適正な管理及び処理

2. 分析機器等の効率的利用(分析業務)

省資源、省エネルギーに配慮した分析機器の効率的な利用

3.水、電気、ガス、紙類等の効率的利用とリユース・リサイクル(管理業務)

- 1) 水、電気、ガス、ガソリン、灯油等各種資源の消費節減への計画的・体系的な取組
- 2)物品管理の徹底、紙類の有効活用及び業務の電子化によるペーパーレス化を通じた紙 類消費の削減
- 3) 分別廃棄等によるリサイクルの促進

4 グリーン購入法に基づく調達の推進(管理業務)

5. 役職員への環境教育の実施、FAMICにおける環境配慮への取組状況の発信

- 1)上記1から4の周知・推進に向けた役職員への定期的環境教育
- 2) 定期刊行物、ホームページ、施設見学、一般公開等の機会を活用した取組状況の社会 への発信



令和 元 年 6 月 8 日 独立行政法人 農林水産消費安全技術センター理事長

木内岳志

施設見学者等への環境配慮の取組状況の説明

◆環境に関する社会貢献活動等

・施設見学の開催

FAMICの業務に関心のある消費者・事業者・学生などの皆さんの希望に応じて、施設見学を実施、事業内容の説明などを行うとともに、有害物質の排出を浄化する設備などを紹介しています。令和3年度は新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえ、オンラインを活用しながら実施しました。







オンラインでの業務説明

・イベント等への出展

農林水産省消費者の部屋などに出展し、パネルや動画などを用いてFAMICの主な業務を分かりやすく説明しています。動画ではFAMICの試験で生じる排気ガスの処理についても紹介しています。



消費者の部屋の展示



動画による紹介

◆ステークホルダーへの対応

· FAMICホームページ

FAMICのホームページでは、食の安全と消費者の信頼を確保するため、肥料、農薬、飼料、ペットフードなどに関する安全性の検査や食品の表示などに関する検査の情報、食品や農業生産資材に関する情報など、生産者、事業者などの関心の高い情報を科学的観点から分かりやすく掲載しています。

また、環境報告書についてもホームページ上で公表しています。



FAMICホームページ(トップページ)

FAMIC ホームページアドレス http://www.famic.go.jp/です。

FAMIC ホームページアクセス数(2021年度)

アクセス数(件)	上半期(4-9月)	下半期(10-3月)	合計
アクセス数(件)	237,413	240,748	478,161

注)「famic.go.jp」ドメインのページにアクセスしたユーザー数を集計しています。

その他の取組

◆広報誌「大きな目小さな目」、SNS での情報発信

FAMICは、農業生産資材の安全性に関する情報や、食品の品質・表示などに関する情報を分かりやすく解説しながら、各種の情報提供を行うため広報誌を発行しています。この広報誌は、5,000部を年4回作成し、半数以上を図書館、学校・教育関係機関へ配布している他、地方公共団体やその他関連団体等に配付しています。

なお、「大きな目小さな目 70 号 (2022 年秋号)」では、「環境報告書 2022」を 発行したお知らせを掲載する予定です。



また、SNS(Facebook、YouTube)での FAMIC の業務内容の情報発信も行っています。

- ●Facebook FAMIC 公式フェイスブック https://www.facebook.com/famamimic
- ●YouTube FAMIC 公式チャンネル https://www.youtube.com/channel/UCS_ntChNzbMF6s6B62NZYtw

○環境配慮への行動目標

「環境配慮の基本方針」で示した5つの方針について、具体的に取組む内容を「行動目標」として定めています。

FAMICにおける環境配慮への行動目標

1. 検査・分析等に使用する各種化学物質等の適切な使用、管理、廃棄(分析業務)

- 1)各種関連法令や条例の遵守(大気汚染防止法、水質汚濁防止法、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律等)
- 2) 廃棄物の削減に配慮した化学物質の適正な管理
- 3) 分析終了後の廃有機溶剤、廃酸、アルカリ溶液、廃棄農薬等の適正な処理
- 4) 局所排気装置及びスクラバーの使用による大気汚染物質の適正な処理
- 5) その他実験室等で発生する廃棄物の適正な管理及び処理

2. 分析機器等の効率的利用(分析業務)

省資源、省エネルギーに配慮した分析機器の効率的な利用

3. 水、電気、ガス、紙類等の効率的利用とリユース・リサイクル(管理業務)

- 1) 水、電気、ガス、ガソリン、灯油等各種資源の消費節減への計画的・体系的な取組
- 2) 物品管理の徹底、紙類の有効活用及び業務の電子化によるペーパーレス化を通じた紙類消費の削減
- 3) 分別廃棄等によるリサイクルの促進

4. グリーン購入法に基づく調達の推進(管理業務)

5. 役職員への環境教育の実施、FAMICにおける環境配慮への取組状況の発信

- 1) 上記1から4の周知・推進に向けた役職員への定期的環境教育
- 2) 定期刊行物、ホームページ、施設見学、一般公開等の機会を活用した取組状況の社会への発信

令和 **元** 年 **໒** 月 **໒** 日 独立行政法人 農林水産消費安全技術センター理事長

木内岳志

○環境計画

「環境配慮の基本方針」に基づき「環境配慮への行動目標」で示した取組み実現のための「行動計画」を盛り込んだ、「令和3年度環境計画」を策定しました。

令和3年度環境計画

農林水産消費安全技術センター (略称:FAMIC)

- 1. 対象となる範囲
 - •対象期間

令和3年度

•対象組織•分野

FAMICにおけるすべての業務を対象とします。

2. 事業活動に係る環境配慮の計画

FAMICでは環境に配慮して次の事柄に取り組んでいきます。業務の遂行にあたっては、さらなる効率化を図り少しでも環境負荷を小さくしていきます。また、フロン類の排出抑制や地下水汚染の未然防止のための取組について強力に推進していきます。

行動目標	行動計画	関係法規等
1.検査・分析等に使用する各種化学物質等の適切な使用、管理、廃棄(分析業務) 1)各種関連法令や条例の遵守(大気汚染防止法、水質汚濁防止法、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、プロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律等)	○有害物質を使用・貯蔵等する施設に係る地下水汚染の未然防止のための取組	1.法律 ○「大気汚染防止法」(昭和 43 年法律第 97 号) ○「水質汚濁防止法」(昭和 45 年法律第 138 号) ○「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 86 号)
2) 廃棄物の削減に配慮した化学物質の 適正な管理 3) 分析終了後の廃有機溶剤、廃酸・アルカリ溶液、廃棄農薬等の適正な処理	 ○廃棄物の削減 ・物品及び薬品の在庫管理を徹底し、期限切れ廃棄等の防止に努める。 ○試薬類の適正な管理 ・残余の発生量を少なくし無駄な廃棄等の防止に努める。 ○実験室での廃有機溶媒、廃酸、廃アルカリ等の分別処理 	○「廃棄物の処理及び清掃に 関する法律」(昭和 45 年法律第 137 号) ○「フロン類の使用の合理化及 び管理の適正化に関する法律」 (平成 13 年法律第 64 号)

行動目標	行動計画	関係法規等
4)局所排気装置及びスクラバーの使用による大気汚染物質の適正な処理 5)その他実験室等で発生する廃棄物の適正な管理及び処理	○環境中への大気汚染物質の排出削減 ・局所排気装置及びスクラバーの適切な使用及び定期的点検・整備。 ○地球温暖化とオゾン層破壊の原因となるフロン類の排出抑制 ・業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器等の定期的点検 ・ノンフロン機器の導入を検討する。 ○廃棄物の適正な管理 ・処理業者に引き渡すまでの期間、廃棄物を適正に管理する。 ○廃棄物の適正な処理 ・適切な分別を行い、廃プラスチック等の処理が適正に行われたかの処理をマニフェストで確認する。	
2. 分析機器等の効率的利用(分析業務) 省資源、省エネルギーに配慮した分析 機器の効率的な利用	 ○分析を集約して行うことで分析機器を 効率的に利用し、稼働していない又は連 続通電を要しない期間は電源を切るな ど省資源・省エネルギーに努める。 ○分析に当たっては、用紙類の使用量削 減に努める。 ○購入から相当年数が経過し、エネルギー効率が悪いと考えられる分析機器等 については、更新を検討する。 	1. 国際協定 ○「気候変動枠組条約」 2. 法律 ○「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成 10 年法律第 117 号) 3. 政府計画 ○「地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)
3.水、電気、ガス、紙類等の効率的利用とリュース、リサイクル(管理業務) 1)水、電気、ガス、ガンリン、灯油等各種資源の消費削減への計画的・体系的な取組	○省エネルギーの推進 ・省エネ型○A機器等の導入・パソコン、コピー機等の○A機器、冷凍冷蔵庫、エアコン等の家電製品、蛍光灯等の照明器具等の機器について、更新及び新規購入に当たり、エネルギー消費のより少ないものを導入。 ・節電効果の高いLED照明への更新を検討。 ○節電の徹底 ・事務機器等のスイッチの適正管理による待機電力の削減、省エネモードの設定など適切に使用。 ・庁舎内における冷暖房温度の適正管理を徹底し、クールビズ、ウォームビズを励行。なお、クールビズ、ウォームビズを励行。なお、クールビズ及びウォームビズについては、政府の実施期間に準ずるものとする。 ・冷房中のブラインド使用の励行。冷暖房中の窓及び出入口の開放禁止。	1.国際協定 ○「気候変動枠組条約」 2.法律 ○「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成 10 年法律第 117 号) ○「環境基本法」(平成 5 年法律第 91 号) ○循環型社会形成推進基本法(平成 12 年法律第 110 号) ○資源の有効な利用の促進に関する法律(平成 3 年法律第 48 号) 3.政府計画 ○「地球温暖化対策計画(平成 28年5月13日閣議決定)

行動目標	行動計画	関係法規等
	・昼休みは、原則消灯。夜間における照明も業務上必要最小限の範囲で点灯 し、それ以外は消灯。	
2)物品管理の徹底、紙類の有効活用及 び業務の電子化によるペーパーレス化 を通じた紙類消費の削減	○用紙類の使用量の削減 ・両面印刷・集約印刷・両面コピーの促進。 ・使用済み用紙の裏紙使用を促進する。 ・毎月コピー機の使用枚数を確認。使用状況を把握し、紙類消費の削減を検討。・会議資料等の電子共有を促進・WEB会議システム及びプロジェクターの活用・各種配付資料等について電子メールの活用及びグループウエアの掲示板機能等の活用によりペーパーレス化を促進。	
3)分別廃棄等によるリサイクルの促進	○再使用の促進 ・リサイクル可能製品の使用の促進、使 い捨て製品の購入の抑制を図る。 ・コピー機、プリンターなどのトナーカート リッジの回収と再使用の促進。 ○資源ゴミの分別 ・不用となった書類は、クリップ、バインダー等の金具を外して分別回収。	
4.グリーン購入法に基づく調達の推進(管理業務)	○事務用消耗品類のグリーン商品の購入○分析機器等に付属するワークステーションを購入する際はグリーン商品の購入を検討する。	1.法律 ○「国等による環境物品等の調 達の推進等に関する法律」(平 成 12 年法律第 100 号)
5. 役職員への環境教育の実施、FAMICにおける環境配慮への取組状況の発信1)上記1から4の周知・推進に向けた役職員への定期的環境教育	○環境保全に対する職員への啓発 ○ネットワークを利用した各種環境情報の 共有化 ○その他 ・ポスターやグループウエアの掲示板機 能等の活用による節電の意識啓発。 ・節電対策について、その対策が不十分	1. 法律 〇「環境情報の提供の促進等 による特定事業者等の環境に 配慮した事業活動の促進に関 する法律」(平成 16 年法律第 77 号)
2)定期刊行物、ホームページ、施設見学、 一般公開等の機会を活用した取組状況の 社会への発信	な時は必要な措置を講ずる。 〇環境報告書2021の発行及びホームページへの掲載 〇施設見学者等への環境配慮の取組状況の説明	

∨ 環境報告書に対する外部の方からのご意見

FAMICでは、環境報告書の信頼性を高めるため、外部有識者の方からご意見をいただいております。

一般社団法人 日本科学飼料協会理事長 竹中 昭雄 氏

~環境報告書2022を読んで~



近年の気候変動によって、夏の猛暑ばかりではなく、洪水を伴うような集中豪雨、巨大で強力な台風やハリケーンの発生とこれまでとは異なる進路、あるいは降雨不足による水不足や干ばつ等が頻発し、地球上のあらゆる場所で発生する極端気象現象によって、地球規模で農業生産に大きな影響を及ぼしています。さらに、このような異常気象による影響だけではなく、新型コロナウイルスのような伝染病のパンデミック、あるいはロシアによるウクライナ侵攻のような大きな紛争等の非常事態の勃発によって、人類の生存に欠かすことのできない食糧生産やその流通に大きな影響を及ぼしています。このことは、現在の円高の影響も加わり、穀物飼料の多くを輸入に頼る我が国の畜産にとって危機的な状況を招いています。さらに、燃料費の高騰や様々な物資の価格上昇が、農家ばかりではなく、一般消費者にも大きな影響を及ぼしてきています。

このような状況の中、農林水産消費安全技術センター(FAMIC)は、その活動を通して農畜産物の安全性確保に大きく貢献するとともに、環境報告書2022にも記載してあるように、環境配慮や省エネルギーへ行動目標を策定し、正確に情報を発信していることは、多くの企業や団体の模範となることであり、称賛に値するものです。特に、今年度のトピックの中では、横浜事務所が横浜SDGs認証制度"Y-SDGs"認証事業者の上位に認証されたこと、また、行動目標2では、購入後10年以上経過している冷蔵庫のうち、老朽化により温度調節機能が低下している10台を更新したことや液体クロマトグラフ、サーマルサイクラーの集約化により3台を削減する等、着々と目標を達成していることを高く評価したいと思います。一方、行動目標3では、電気、ガス使用量が昨年度を上回っており、結果的に排出量全体が増加に転じてしまったことは残念でしたが、コロナウイルスの流行も落ち着きを取り戻しつつあることから、テレワーク等の在宅勤務が減少し出勤者が増加に転じたことが一因であったことが推察され、さらに、コピー用紙使用率が2020年度よりも若干増加したことの理由として指摘されていることと関連するものと考えられます。ただ、コピー用

紙の削減や省エネルギーの推進に関しても、そろそろ限界に近づいていると見受けられることから、今後の省エネルギーやコピー用紙削減には、より革新的な取組みが必要となるように感じられます。ただ、排出量全体に占める割合は少ないものの、ガソリン使用量は毎年順調に減少していることから、このあたりに省エネルギーへの取組みのヒントが隠されているのかも知れません。年度を重ねるごとに、報告書の内容も改善され、大変読みやすく完成度も高くなってきており、指摘すべき事項もほとんどありませんが、少し細かいこととなりますが、2点ほど記載させていただきます。

- (1) グリーン購入の達成率がすべて 100%であることは高く評価できますが、蛍光ランプの購入量が昨年度よりも増加していることから、初期投資は多くなることもありますが、ランプの交換頻度や消費電力等、長い目で見ればメリットがあると思いますので、照明の LED 化について、本部では、推進していく旨記載されていますが、その他のセンターにおいても引き続き前向きな取組みをお願いします。
- (2) 行動目標 5 の部分で、新規採用者への環境教育の実施については評価したいと思いますが、環境 保全に対する職員への啓発については、グループウェア内に行動目標や環境計画等を掲載するの みですので、職員全体への周知徹底について、労働安全衛生を含めた研修等を通じた啓蒙活動 について検討してみてはいかがでしょうか。

国際情勢やコロナウイルスのパンデミックについては、まだまだ予断を許さない状況でもあり、円高を含めて、様々な生産物の値段が上昇してきている状況ですが、今後、ますます省エネルギーや環境対策に注目が集まることが予想され、農業生産資材の安全性や食品の品質向上のための活動ばかりではなく、環境に配慮した活動についても、模範となる FAMIC の役割は益々重要になるものと思われます。今後のさらなる業務の進展と環境への配慮と省エネルギーへの取組みに期待しております。

